

利用者のために

利用者のために

1 調査の目的

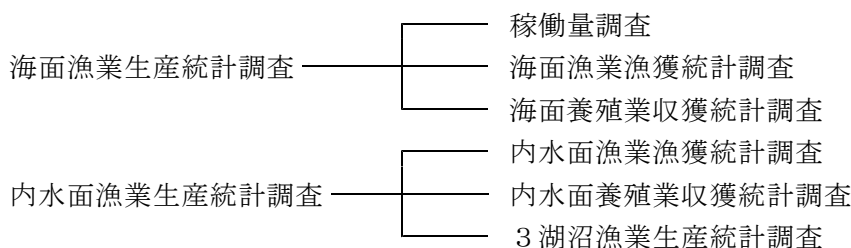
海面漁業生産統計調査及び内水面漁業生産統計調査（以下単に「調査」という。）は、我が国の海面漁業、海面養殖業、内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標及び持続的生産目標を策定する際の資料、日韓漁業協定等における政府間交渉による漁業種類別漁獲量の割当ての際の基礎資料等の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

海面漁業生産統計調査は統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けた基幹統計調査であり、内水面漁業生産統計調査は同法第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査の種類

調査の種類は、以下のとおりである。



4 調査機構

海面漁業生産統計調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施し、内水面漁業生産統計調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織並びに農林水産大臣が委託した民間事業者（以下「委託事業者」という。）を通じて実施した。

5 調査期間

調査期間は、平成25年1月1日から12月31日までの1年間である。

なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。

6 統計調査員等の設置

調査のために、稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査については調査区を設定し、必要に応じてそれぞれ稼働量調査員、海面漁業漁獲統計調査員及び海面養殖業収

獲統計調査員を設置した。

7 調査の対象

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収穫統計調査

これらの調査は、海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項に基づく市町村指定（昭和31年7月17日農林省告示第427号）の区域内にある海面漁業経営体及び水揚機関を対象として行った。また、外国の法人等に用船された漁船のうち、漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査した。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

平成25年については、漁業権の設定等が行われている全ての河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象として行ったが、前年比較を行うため、平成24年の調査対象である108河川及び21湖沼の漁獲量を掲載し、参考として全ての河川及び湖沼における漁獲量を統計表に掲載した。

なお、平成24年については、漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50トン以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50トン未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上毎年の調査が必要なものとして指定する河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼で内水面漁業を営む漁業経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象とした。

ただし、湖沼のうち、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦の内水面漁業は(4)による。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象として行った。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で生産された水産物を扱う水揚機関並びに琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦で内水面漁業を営む漁業経営体及び養殖業経営体（水揚機関においてそれらの漁獲量又は収穫量を把握できるものを除く。）を対象とした。

なお、本調査結果については、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査結果の該当県（琵琶湖は滋賀県、霞ヶ浦及び北浦は茨城県）に含めて統計表章した。

8 調査区数・調査対象数

(1) 稼働量調査	： 稼働量調査区	699
(2) 海面漁業漁獲統計調査	： 海面漁業調査区（水揚機関）	1,744
	海面漁業調査区（一括調査）	592
	往復郵送調査対象	206
(3) 海面養殖業収穫統計調査	： 海面養殖業調査区（水揚機関）	857

	海面養殖業調査区（一括調査）	202
	往復郵送調査対象	557
(4)	内水面漁業漁獲統計調査：水揚機関等	1,267
(5)	内水面養殖業収獲統計調査：水揚機関等	1,598
(6)	3湖沼漁業生産統計調査：水揚機関等	119

9 調査事項

(1) 稼働量調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 漁業経営体名
- イ 漁業経営体住所
- ウ 漁船名
- エ 漁船トン数
- オ 漁業種類（沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網）
- カ 操業水域（日本周辺水域）
- キ 出漁日数

注：海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績報告書等が活用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣又は大型定置網を営んだ海面漁業経営体について調査した。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）
 - (ア) 漁業種類名
 - (イ) 操業水域
 - (ウ) 魚種別漁獲量
- イ 海面漁業漁獲統計調査票（一括調査用）
 - (ア) 漁労体数
 - (イ) 1漁労体当たり平均出漁日数
 - (ウ) 1漁労体1日当たり平均漁獲量

(3) 海面養殖業収獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用）
 - (ア) 養殖魚種別収獲量
 - (イ) 年間種苗販売量
 - (ウ) 配合飼料・生餌別年間投餌量（水揚機関のみ調査）
- イ 海面養殖業収獲統計調査票（一括調査用）
 - (ア) 総施設面積
 - (イ) 1施設当たり平均面積
 - (ウ) 1施設当たり平均収獲量

- 注：1 投餌量は、養殖合計を調査し、うち数としてぶり類及びまだいについて調査した。
2 かき類及びのり類は、半期別及び養殖年度（7月から翌年6月まで）別収獲量についても調査した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別漁獲量
- イ 天然産種苗採捕量

(5) 内水面養殖業収獲統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 魚種別収獲量（食用に限る。）
- イ 魚種別種苗販売量

(6) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、次に掲げる事項について行った。

- ア 漁業種類別魚種別漁獲量
- イ 天然産種苗採捕量
- ウ 養殖魚種別収獲量
- エ 魚種別種苗販売量

10 調査方法

(1) 稼働量調査

この調査は、毎月、統計調査員が海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者に対する面接調査の方法で行った。

注：海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績報告書等が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣又は大型定置網を営んだ海面漁業経営体について調査した。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

この調査は、原則年1回（稼働量調査対象漁業種類により漁獲されたかつお・まぐろ類は、原則年2回）とし、次により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

- (ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法
- (イ) 面接調査の方法
- (ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞取りの方法により行った。

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面漁業漁獲統計調査票を郵送する往復郵送調査の方法で行った。

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

(3) 海面養殖業収獲統計調査

この調査は、原則年1回（のり類及びかき類は、原則年2回）、次により行った。

ア 水揚機関

統計調査員が、次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を行った。

(ア) 水揚機関用調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法

(イ) 面接調査の方法

(ウ) 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法

イ 漁業経営体

アの方法で収獲量等を把握できない海面漁業経営体については、次の(ア)又は(イ)の方法で行った。

(ア) 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に一括調査用調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞取りの方法により行った。

(イ) 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し海面養殖業収獲統計調査票を郵送する往復郵送調査で行った。

ウ 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、ア又はイの調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを行った。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収獲統計調査

この調査は、委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布し、及び回収する方法で行った。

(5) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査は、委託事業者が水揚機関、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布し、及び回収する方法で行った。

11 統計値の計上方法

(1) 稼働量調査、海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査

これらの調査結果は、海面漁業経営体の所在地に計上した。

なお、かき類養殖及びのり類養殖の収穫量については、暦年のほか養殖年度についても取りまとめ計上した。

(2) 内水面漁業漁獲統計調査

この調査結果は、原則として漁業経営体が漁獲した河川及び湖沼ごとに計上した。

河川・湖沼が県境となっている場合は、実際に漁獲した地点が自県側か他県側かを問わず漁獲した漁業者の所属する組合が所属する県に計上した。

(3) 内水面養殖業収穫統計調査

この調査結果は、養殖業経営体の事務所の所在地に計上した。

(4) 3湖沼漁業生産統計調査

この調査結果は、漁業経営体が漁獲又は養殖業経営体が収穫した3湖沼にそれぞれ計上した。

なお、(1)から(4)までの調査において、調査報告のなかった調査対象の数値については、調査結果に計上していない。

(5) 漁業・養殖業水域別生産統計

この調査結果は、国立研究開発法人水産総合研究センター国際水産資源研究所及び東北区水産研究所の漁獲量データを基に平成24年漁業・養殖業生産統計結果を国際連合食糧農業機関（FAO）が定める水域区分別に組み替えたものである。

調査期間は平成24年1月1日から12月31日までとした。なお、遠洋漁業等で年を越えて操業した場合は、港に入港した日の属する年に含めて調査を行った。したがって、FAO統計に掲載されている数値とは異なる（FAO統計では、かつお・まぐろ等について、漁獲成績報告書に基づいた数値を利用し、漁獲した日の属する年に計上されている。）。

12 目標精度

この調査は全数調査のため、目標精度は設定していない。

13 用語の定義及び約束

(1) 稼働量調査

ア 漁業経営体

平成25年1月1日から12月31日までの間に、海面において利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

イ 漁船

平成25年1月1日から12月31日までの間に、漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在で保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網漁業における灯船、魚群

探索船、運搬船等)を含めた。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(買付け用の鮮魚運搬船等)は含めない。

ウ 出漁日数

漁獲の有無にかかわらず、漁船が漁労作業を目的として航海した日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合はいずれも1日として数え、1航海が2夜以上にわたる場合は出港日から入港日まで積算した日数とした。

(2) 海面漁業漁獲統計調査

ア 海面漁業

海面(浜名湖、中海、加茂湖、サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において水産動植物を採捕する事業(くじら及びいるか以外の海獣を猟獲する事業を除く。)をいう。

イ 遠洋漁業

遠洋底びき網漁業、以西底びき網漁業、大中型遠洋かつお・まぐろ1そうまき網漁業、太平洋底刺し網等漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、大西洋等はえ縄等漁業、遠洋かつお一本釣漁業及び遠洋いか釣漁業(各漁業の定義は、それぞれ本調査の漁業種類の定義(16の(2)のアを参照)に定めるところによる。ウ及びエにおいて同じ。)をいう。

ウ 沖合漁業

沖合底びき網1そうびき漁業、沖合底びき網2そうびき漁業、小型底びき網漁業、大中型近海かつお・まぐろ1そうまき網漁業、大中型その他の1そうまき網漁業、大中型2そうまき網漁業、中・小型まき網漁業、さけ・ます流し網漁業、かじき等流し網漁業、さんま棒受網漁業、近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、東シナ海はえ縄漁業、近海かつお一本釣漁業、沿岸かつお一本釣漁業、近海いか釣漁業、沿岸いか釣漁業、日本海べにずわいがに漁業及びずわいがに漁業をいう。

エ 沿岸漁業

船びき網漁業、その他の刺網漁業(遠洋漁業に属するものを除く。)、大型定置網漁業、さけ定置網漁業、小型定置網漁業、その他の網漁業、その他のはえ縄漁業(遠洋漁業又は沖合漁業に属するものを除く。)、ひき縄釣漁業、その他の釣漁業、採貝・採藻漁業及びその他の漁業(遠洋漁業又は沖合漁業に属するものを除く。)をいう。

なお、海面漁業の部門別(遠洋漁業、沖合漁業及び沿岸漁業)の漁獲量は、平成19年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19年から平成22年までの数値は推計値であり、平成23年から平成25年調査については「イ 遠洋漁業」、「ウ 沖合漁業」及び「エ 沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量(本調査で把握できない太平洋底刺し網等漁業、大西洋等はえ縄等漁業、東シナ海はえ縄漁業、日本海べにずわいがに漁業及びずわいがに漁業の内訳については、水産庁より提供を受けたもの)を積み上げたものである。

オ 漁労体

漁業経営体が海面漁業を営むための漁労の単位であり、漁船漁業における単船操業の場合は1隻を1漁労体とし、複船操業の場合は1組を1漁労体とした。

定置網においては、大型定置網は定置漁業権1件ごとに1漁労体とし、小型定置網及び地びき網は地元において呼称されている網(ます網、つぼ網、角建網等)をもって1漁労体とした。

なお、漁船非使用の漁業は漁労体数には計上しない。

また、漁労体数の統計上の単位については、統とした。

カ 水揚機関

生産物の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等の事業所で生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。

キ 漁獲量

漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

なお、単位は、原則としてtで計上したが、捕鯨業による鯨類は頭で計上した。

- (ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの
- (イ) 沈没により滅失したもの
- (ウ) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕したもの
- (エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの
- (オ) 自家用肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしばん、ひとで類等）
なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

(3) 海面養殖業収獲統計調査

ア 海面養殖業

海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいう。

なお、海面養殖業には、海面において、魚類を除く水産動植物の採苗を行う事業を含み、次のものは除外した。

- (ア) 蓄養
価格維持又は収獲時若しくは購入時と販売時の価格差による収益をあげることを目的として、水産動物をいけす等に収容し、育成は行わず一定期間生存させておく行為
- (イ) 増殖事業
天然における水産動植物の繁殖、資源の増大を目的として、水産動植物の種苗採取、ふ化放流等を行う事業
- (ウ) 釣堀
水産動物をいけす等に収容し、利用者から料金を徴収して釣等を行わせるサービス業。ただし、釣堀を営むために業者自らが水産動物類の養殖を行っている場合は、釣堀に供するまでの段階を養殖業として扱う。
- (エ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の養殖
調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの

イ 養殖経営体

利潤又は生活の資を得るために海面養殖業を営む世帯及びその他の事業所をいう。

なお、真珠養殖における経営体とは、母貝仕立て、挿核施術から施術後の貝の養成、管理を一貫して行うものをいう。

ウ 施設面積

海面養殖業を営むために築堤等で区切った海面の面積又は海面に敷設した施設の面積（養殖

施設の投影面積の合計)をいう。

なお、はえ縄式は、総延長を1,000m単位で計上した。

エ 水揚機関

(2)のカに同じ。

オ 養殖収穫量等の計上方法

(ア) 魚類養殖及び水産動物類養殖

a 養殖収穫量

収穫した量(種苗養殖による収穫を除く。)をt単位で計上した。

b 投餌量

養殖のために投与した餌料の量をいい、t単位で計上した(種苗養殖のために投与した餌料は含めない。)

また、本項目は、養殖合計を調査し、その内訳としてぶり類及びまだいのみを調査した。

(イ) かき類

殻付き重量をt単位で計上した。

なお、平成23年までは殻付き重量及びむき身重量を表章していたが、平成24年から殻付き重量のみを表章することとした。

また、計上期間は暦年、養殖年度(7月から翌年6月まで)及び半期とした。ただし、翌年1月から6月までは概数である。

(ウ) ほたてがい及びその他の貝類養殖

殻付き重量をt単位で計上した。

(エ) のり類

板のり及びばらのりの干重量を生重量換算したものにその他(生重量)を加え、t単位で計上した。

なお、板のりは1,000枚単位で、ばらのり及びその他はt単位で計上した。

また、計上期間は暦年、養殖年度(7月から翌年6月まで)及び半期とした。ただし、翌年1月から6月までは概数である。

(オ) こんぶ類養殖、わかめ類養殖及びその他の海藻類養殖

生重量をt単位で計上した。

なお、干製品で調査したものは生重量に換算した。

(カ) 真珠養殖

収穫された真珠のうち、販売に供し得ないくず玉を除き、次の区分によりkg単位で計上した。

- a 真円真珠
- | | | |
|----|----|------------------|
| 大玉 | 直径 | (8.0mm以上) |
| 中玉 | 直径 | (6.0mm以上8.0mm未満) |
| 小玉 | 直径 | (5.0mm以上6.0mm未満) |
| 厘玉 | 直径 | (5.0mm未満) |
- b 半円真珠 (スリー・クォーターサイズを含む。)

カ 種苗養殖

種苗養殖とは、次の種苗養殖(自家用を除く。)をいう。

- | | | |
|-------------|---------------|-------------|
| (ア) ぶり類種苗養殖 | (イ) まだい種苗養殖 | (ウ) ひらめ種苗養殖 |
| (エ) 真珠母貝養殖 | (オ) ほたてがい種苗養殖 | (カ) かき類種苗養殖 |

- (キ) くるまえばい種苗養殖 (ク) わかめ類種苗養殖 (ケ) のり類種苗養殖
キ 種苗販売量

ぶり類種苗、まだい種苗、ひらめ種苗及びくるまえばい種苗は、1,000尾単位で計上した。

ほたてがい種苗は、1,000粒単位で計上した。

真珠母貝は、t単位で計上した。

かき類種苗は、1,000連単位で計上した（1連は貝がら60個）。

わかめ類種苗は、種縄又は種糸の長さを1,000m単位で計上した。

のり類種苗は、網ひびは全国標準規格として18.2m×1.5mを1枚に換算し1,000枚単位で、貝がらは1,000個単位で計上した。

(4) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 内水面漁業

公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいう。

イ 漁獲量

利潤又は生活の資を得るために生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。なお、単位はtで計上した。

(5) 内水面養殖業収獲統計調査

ア 内水面養殖業

一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物（種苗を含む。）を集約的に育成し、収獲する事業をいう。ただし、(3)のアの(ア)から(エ)までに掲げるもの及び次に掲げるものは除外した。なお、単位はtで計上した。

(ア) 水田養魚

水田（当該調査年に全く水田として利用しないで専ら養殖池として利用したものを除く。）又は稲を植える前若しくは刈り取った後の空田を利用して養魚を行う事業

(イ) 観賞魚

錦ごいその他の観賞魚の育成を行う事業

(ウ) 内水面においてかん水を用いる養殖業

内水面においてかん水（海水等の塩分を含んだ水をいう。）を用いる養殖業。ただし、あゆの種苗をかん水を用いて生産し販売を行った場合は、調査の対象とし、種苗販売量に含めた。

イ 養殖収獲量

内水面養殖業により食用を目的に収獲した数量をいい、自家用（食用）を含む。

養殖収獲量は、収獲時の原形重量により計上し、種苗販売量は含めない。

なお、単位はtで計上した。

ウ 種苗販売量

増殖用（放流を含む。）又は養殖用の種苗生産（中間育成を除く。）を目的として、内水面漁業により採取された卵又は養殖された稚魚のうち販売された数量をいう。

稚魚は1,000尾単位で、卵は1,000粒単位で計上した。

(6) 捕鯨業の表章

捕鯨業については、漁獲量ではなく捕獲頭数を公表していることから単独表章としている。

(7) 漁業・養殖業水域別生産統計

国際連合食糧農業機関（F A O）が定める世界水域区分図は16の(5)に掲載している。

14 利用上の注意

(1) 調査対象の変更

ア 海面漁業・養殖業

稼働量調査については、平成19年調査から海面漁業経営体のうち、かつお・まぐろ類に係る漁業種類であって漁獲成績報告書等が利用できない沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣又は大型定置網を営んだ海面漁業経営体を対象に調査した。

稼働量調査対象魚種漁獲量については、稼働量調査の対象である沿岸まぐろはえ縄、沿岸かつお一本釣、ひき縄釣及び大型定置網で漁獲されたまぐろ類又はかつおを掲載した。

イ 内水面漁業・養殖業

(ア) 内水面漁業漁獲統計調査

内水面漁業漁獲統計調査の調査対象河川及び湖沼については、平成12年以前、平成15年、平成20年及び平成25年は全ての河川及び湖沼、平成13年及び平成14年は148河川及び28湖沼、平成16年から平成19年までは106河川24湖沼、平成21年から平成24年までは108河川24湖沼を調査対象とした。

なお、平成18年から内水面漁業の調査範囲を販売を目的として漁獲された量のみとし、遊漁者（レクリエーションを主な目的として水産動植物を採捕するもの）による採捕量は含めないこととした。

(イ) 内水面養殖業収獲統計調査

平成12年調査までは全ての魚種の収獲量であり、平成13年調査からは、ます類、あゆ、こい及びうなぎを対象とした。

(2) 単位及び記号の表示

ア 単位

表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 記号

この報告書に使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：漁獲量0.4 t → 0 t など）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(4) 東日本大震災の影響

平成23年の海面漁業・養殖業の生産量については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県においてデータを消失した調査対象があり、消失したデータは含まない数値である。

また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた区域において、同事故の影響により出荷制限又は出荷自粛の措置がとられたものについては、生産量に含まない。

(5) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「水産業」に掲載している。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei> 】

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 漁業生産統計班

電 話： (代表) 03-3502-8111 内線3687

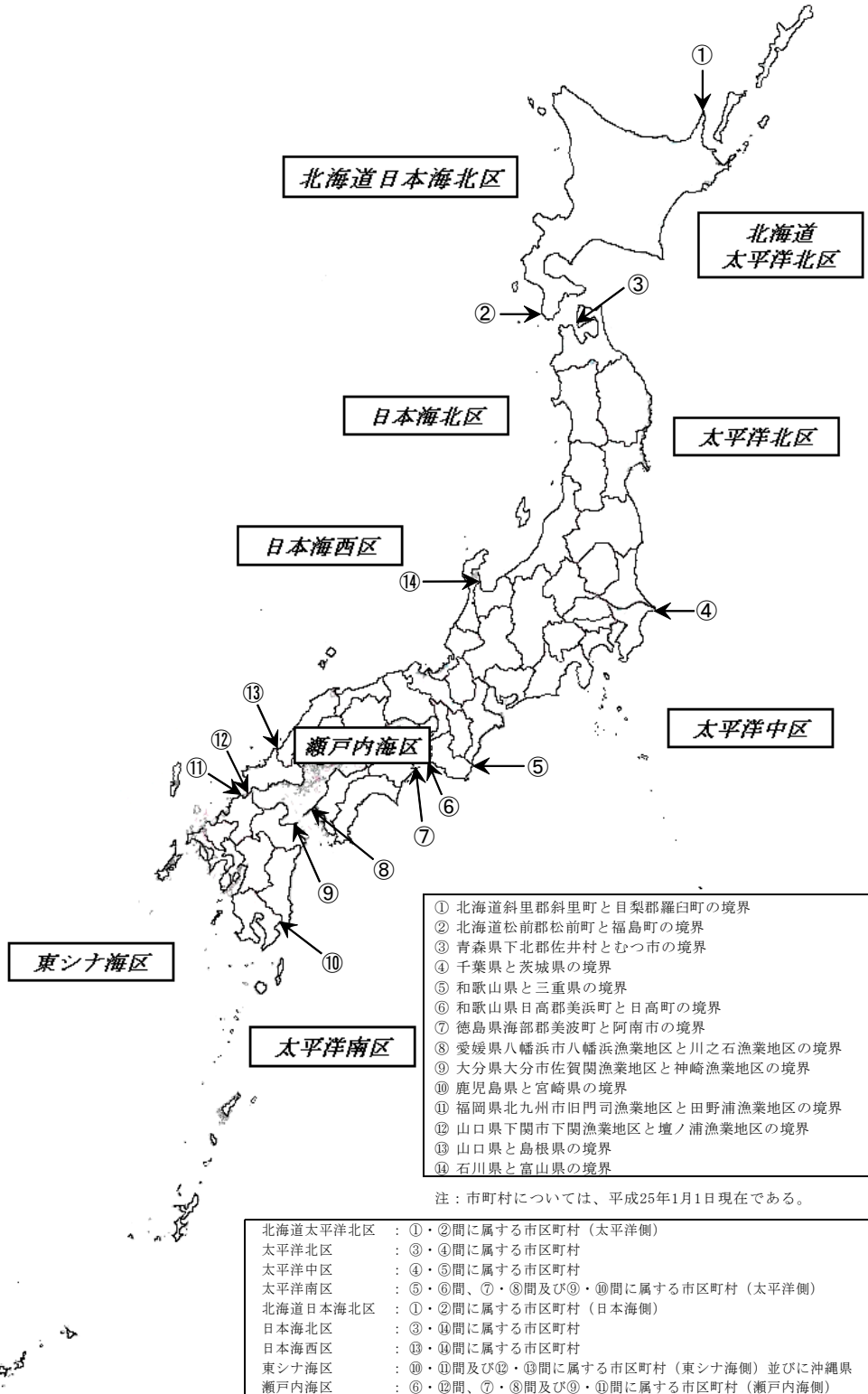
(直通) 03-3502-8094

F A X : 03-5511-8771

16 参考事項

(1) 大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



(2) 海面漁業及び魚種分類の定義

ア 漁業分類の定義

漁業種類名		定義		内容例示		
漁業	網	底	遠洋底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域以外の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯25度17秒以北の東経152度59分46秒の線 ロ 北緯25度17秒東経152度59分46秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ハ 北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度15秒東経120度59分55秒の点に至る直線 ニ 北緯25度15秒以南の東経120度59分55秒の線		
		び	以西底びき網	北緯10度20秒の線以北、次に掲げる線から成る線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業） イ 北緯33度9分27秒以北の東経127度59分52秒の線 ロ 北緯33度9分27秒東経127度59分52秒の点から北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点に至る直線 ハ 北緯33度9分27秒東経128度29分52秒の点から北緯25度15秒東経128度29分53秒の点に至る直線 ニ 遠洋底びき網のハ及びニの線		
	網	き	沖合底びき網	1 そうびき	北緯25度15秒東経128度29分53秒の点から北緯25度17秒東経152度59分46秒の点に至る直線以北、以西底びき網のイ、ロ及びハから成る線以東、東経152度59分46秒の線以西の太平洋の海域において総トン数15トン以上の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（指定漁業）	1 そうびきで行うもの
			2 そうびき	2 そうびきで行うもの		
		小型底びき網	総トン数15トン未満の動力漁船により底びき網を使用して行う漁業（法定知事許可漁業）	かけまわし、2 そうびき、板びき網、えびこぎ網、戦車こぎ網、けた網（貝、えび等）、まんが、打瀬網（帆、潮）		
	船びき網	海底以外の中層若しくは表層をえい網する網具（ひき回し網）又は停止した船（いかりで固定するほか、潮帆又はエンジンを使用して対地速度をほぼゼロにしたものを含む。）にひき寄せる網具（ひき寄せ網）を使用して行う漁業（瀬戸内海において総トン数5トン以上の動力漁船を使用して行うものは、法定知事許可漁業）	ぱっち網、2 そうびき、船びき網、浮きひき網、吾智（=ごち）網、船びき網（錨（=いかり）どめ）			

ア 漁業分類の定義（続き）

漁業種類名				定	義	内容例示			
漁業	網	ま	大	1	<p>総トン数40トン(北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15トン)以上の動力漁船によりまき網を使用して行う漁業(指定漁業)</p>	1	1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、遠洋(太平洋中央海区(東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域(南シナ海の海域を除く。))又はインド洋海区(南緯19度59分35秒以北(ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間)の海域については、南緯9度59分36秒以北)のインド洋の海域)で操業するもの		
			中	そ		1	1 そうまきでかつお・まぐろ類をとることを目的として、大中型遠洋かつお・まぐろまき網に係る海域以外で操業するもの		
			型	う		1	1 そうまきでかつお・まぐろ類以外をとることを目的とするもの		
			ま	ま		2	2 そうまきで行うもの		
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
(続)	網	刺	中・小型まき網		指定漁業以外のまき網(総トン数5トン以上40トン未満の船舶により行う漁業は、法定知事許可漁業)	縫い切り網、しばり網、瀬びき網			
			さけ・ます流し網		流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業(総トン数30トン以上の動力漁船により行うものは指定漁業、30トン未満の動力漁船により行うものは法定知事許可漁業)				
			かじき等流し網		総トン数10トン以上の動力漁船により流し網を使用してかじき、かつお又はまぐろをとることを目的とする漁業(東経127度59分52秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域において行うものは特定大臣許可漁業、それ以外のは届出漁業(知事許可等を要するものもある。))				
	網	敷	その他の刺網		流し網又は刺網を使用して行う漁業でさけ・ます流し網及びかじき等流し網以外のもの(太平洋の公海(我が国又は外国の排他的経済水域を除く。))において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業)	中層刺網、底刺網、浮き刺網、流し網、まき刺網、こぎ刺網、太平洋底刺し網、日ロ民間操業による刺網漁業			
			さんま棒受網		棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業(北緯34度54分6秒の線以北、東経139度53分18秒の線以東の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。))において総トン数10トン以上の動力漁船により行うものは、指定漁業)				
			大型定置網		漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル(沖縄県にあっては、15メートル)以上であるもの(瀬戸内海におけるます網漁業並びに陸奥湾(青森県焼山崎から同県明神崎灯台に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。)における落とし網漁業及びます網漁業を除く。)				
			さけ定置網		漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置される場所の最深部が最高潮時において水深27メートル以上であるものであり、北海道においてさけを主たる漁獲物とするもの				
網	小型定置網		定置網であって大型定置網及びさけ定置網以外のもの	ます網、つぼ網、角建網					

ア 漁業分類の定義（続き）

漁業種類名		定義	内容例示	
網漁業 (続き)	その他の網漁業	<p>網漁業であって底びき網、船びき網、まき網、刺網、敷網及び定置網以外のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸岸にひき寄せる網具を使用して行う漁業 ○ 敷網を使用して行う漁業であってさんま棒受網以外のもの ○ その他 	<p>地びき網</p> <p>張り網、四つ手網、棒受網（あじ、さば等）、だませ網、あんこう網、（沖縄式）追込み網</p> <p>建干し網、建切り網、たもすくい（さば）、すくい網、投網</p>	
釣漁業	はまぐろ	遠洋まぐろはえ縄	総トン数120トン（昭和57年7月17日以前に建造され、又は建造に着手されたものにあつては、80トン。以下釣漁業の項において同じ。）以上の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		近海まぐろはえ縄	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあつては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		沿岸まぐろはえ縄	浮きはえ縄を使用してまぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業であつて遠洋まぐろはえ縄及び近海まぐろはえ縄以外のもの（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海並びに北海道稚内市宗谷岬先端を通る経線以西、長崎県長崎市野母崎先端を通る緯線以北の日本海の世界を除外。）において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。）	
	その他のはえ縄	はえ縄を使用して行うまぐろはえ縄以外の漁業（東シナ海の海域において総トン数10トン以上の動力漁船により行うもの、大西洋又はインド洋の海域において動力漁船により行うもの及び太平洋の公海（我が国又は外国の排他的経済水域を除く。）において動力漁船により行うものは、特定大臣許可漁業）	まぐろ類以外の魚を目的とする浮きはえ縄、底はえ縄、立てはえ縄（立て縄釣は、「その他の釣」）、ふぐはえ縄	
業	はえ縄以外	遠洋かつお一本釣	総トン数120トン以上の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		近海かつお一本釣	総トン数10トン（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに我が国の排他的経済水域によって囲まれた海域から成る海域（東京都小笠原村南鳥島に係る排他的経済水域及び領海を除く。）にあつては、総トン数20トン）以上120トン未満の動力漁船により、釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業（指定漁業）	
		沿岸かつお一本釣	釣りによってかつお又はまぐろをとることを目的とする漁業であつて遠洋かつお一本釣及び近海かつお一本釣以外のもの	小釣及び五目釣は、「その他の釣」
	釣	遠洋いか釣	総トン数200トン以上の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）（ただし、北緯20度の線以北、東経169度59分44秒の線以西の太平洋の海域（ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域を含む。）において釣りによっていかをとることを目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行うものは、「近海いか釣」に含める。）	海外いか釣（ニュージーランド、ペルー海域等）
		近海いか釣	総トン数30トン以上200トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（指定漁業）	

ア 漁業分類の定義（続き）

漁業種類名			定義	内容例示	
釣漁業 (続き)	はえ縄 以外の釣 (続き)	いか釣 (続き)	沿岸いか釣	釣りによっていかをとることを目的とする漁業であって遠洋いか釣及び近海いか釣以外のもの（総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船により行うものは、届出漁業（知事許可等を要するものもある。））	
		ひき縄釣		ひき縄を使用して行う漁業（かつお又はまぐろをとることを主たる目的とするものを含む。）	ひき縄、ひき縄釣、ひき釣、けんけん
	その他の釣		はえ縄以外の釣漁業であってかつお一本釣、いか釣及びひき縄釣以外のもの	手釣、竿釣、一本釣、立て縄釣、たる流し釣飼付け漁業、鳥付きこぎ釣漁業、小釣、五目釣、釣具によりさばをとることを目的とする漁業	
捕鯨業	小型捕鯨		動力漁船によりもりづつを使用してみんくくじら又は歯くじら（まっこうくじらを除く。）をとる漁業（指定漁業）		
その他	採貝・採藻		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小型底びき網、潜水器漁業等以外の貝をとることを目的とする漁業 ○ 潜水器漁業等以外の海藻をとることを目的とする漁業 	貝かご、貝突き漁業、見突き漁、腰まき、大まき、貝はさみ漁	
	その他の漁業		<p>前記以外の全ての漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 潜水器を使用して行う漁業 ○ 針に引っかけてとるもの ○ 捕鯨以外のほこ、もり等で突き刺してとるもの ○ かぎ、鎌等で引っかけてとるもの ○ 採藻以外のはさむ、ねじる等の方法によりとるもの ○ えり漁業 ○ うけ、筒、箱又はかごを使用してとるもの（採貝を除く。次に掲げる海域以外の日本海の海域においてかごを使用してべにずわいがにをとることを目的とするものは指定漁業、総トン数10トン以上の動力漁船によりかごを使用してずわいがにをとることを目的とするもの及び大西洋又はインド洋の海域において動力漁船によりかごを使用して行うものは特定大臣許可漁業） <ul style="list-style-type: none"> イ 北緯41度20分9秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水 ロ 北緯41度20分9秒の線以南、次に掲げる線から成る線以東の日本海の海域 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 北緯41度20分9秒東経137度59分48秒の点から北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点に至る直線 (ロ) 北緯40度30分9秒東経137度59分48秒の点から北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点に至る直線 (ハ) 北緯37度30分10秒東経134度59分50秒の点から北緯37度30分10秒東経133度59分50秒の点に至る直線 (ニ) 北緯37度30分10秒以南の東経133度59分50秒の線 ○ 木、竹、わら等を海中に敷設してとるもの 	<p>潜水器漁業、簡易潜水器漁業</p> <p>文鎮こぎ、空釣縄、たこいさり</p> <p>突きん棒、貝を除く見突き</p> <p>たこかぎ、うなぎ鎌</p> <p>うなぎはさみ</p> <p>すだて、羽瀬</p> <p>たこつぼ、かにかご、あなご筒</p> <p>柴浸け、いか巣びき、さんま手づかみ（釣具、ひき縄等を使用する場合は、該当する漁業種類に分類する。）</p>	

イ 魚種分類の定義

魚 種 分 類		定 義 等 (標 準 和 名 <通 称・地 方 名>)	
魚 類	ま ぐ ろ 類	くろまぐろ	くろまぐろ<ほんまぐろ>、めじ、よこわ
		みなみまぐろ	みなみまぐろ<いんどまぐろ>
		びんなが	びんなが<びんちょう、とんぼ>
		めばち	めばち<だるま>
		きはだ	きはだ<きめじ>
		その他のまぐろ類	こしなが〔前記以外のまぐろ属及び分類不能のまぐろ属〕(いそまぐろは、その他の魚類)
	か じ き 類	まかじき	まかじき
		めかじき	めかじき
		くろかじき類	くろかじき<くろかわ>、しろかじき<しろかわ>、〔くろかじき属〕
		その他のかじき類	ばしょうかじき、ふうらいかじき〔前記以外のまかじき科〕
	か 類 つ お	かつお	かつお
		そうだがつお類	ひらそうだ、まるそうだ〔そうだがつお属〕
	さめ類		よしきりざめ、あぶらつのざめ、ほしざめ、しろざめ等(さかたざめは、その他の魚類)
	さ ま け す ・ 類	さけ類	さけ<しろざけ>、べにざけ<べにます>、ぎんざけ、ますのすけ<キングサーモン>
		ます類	からふとます<せっぱり>、さくらます<まます、おおめます>
	このしろ		このしろ<こはだ>
	にしん		にしん
	い わ し 類	まいわし	まいわし
		うるめいわし	うるめいわし
		かたくちいわし	かたくちいわし<せぐろ>
		しらす	いわし類の稚仔(=ちし)魚であって、35mm以下程度のもの(混獲されたいわし類以外の稚仔魚を含む。)
	あ じ 類	まあじ	まあじ
		むろあじ類	むろあじ、まるあじ、おあかむろ、もろ、くさやむろ〔むろあじ属〕
	さば類		まさば<ひらさば>、ごまさば<まるさば>〔さば属〕
さんま		さんま	
ぶり類		ぶり、ひらまさ、かんぱち〔ぶり属〕<はまち、わかし、いなだ、わらさ、つばす、ふくらぎ>	

注：〔 〕は、綱、目、科、属を示し、当該綱、目、科、属に含まれる全ての魚種を含む。種名で示したものは、当該魚種に限る。

イ 魚種分類の定義（続き）

魚 種 分 類		定 義 等（標準和名＜通称・地方名＞）
か に 類	ずわいがに	ずわいがに＜まつばがに、えちぜんがに＞（まるずわいがには、その他のかに類）
	べにずわいがに	べにずわいがに
	がざみ類	がざみ、ひらつめがに、たいわんがざみ、じゃのめがざみ〔わたりがに科〕
	その他のかに類	前記のいずれにも分類されないかに類（たらばがに、けがに、はなさきがに、まるずわいがに、いばらがに、あさひがに、あぶらがに等）
おきあみ類		なんきょくおきあみを除くおきあみ類〔おきあみ属〕
貝 類	あわび類	くろあわび、えぞあわび、まだか、めがい（とこぶしは、その他の貝類）
	さざえ	さざえ
	あさり類	あさり、ひめあさり〔あさり属〕
	ほたてがい	ほたてがい
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類（はまぐり類、うばがい（ほっきがい）、さるぼう（もがい）、つぶ、ばい、たいらぎ、ばかがい、とりがい、あかがい、いたやがい、とこぶし等）
い か 類	するめいか	するめいか
	あかいか	あかいか＜むらさきいか、ばかいか＞（けんさきいかは、その他のいか類）、あめりかおおあかいか
	その他のいか類	前記のいずれにも分類されないいか類（こういか類（こういか、しりやけいか、かみなりいか、こぶしめ〔こういか科〕＜もんごういか＞）、やりいか、けんさきいか、そでいか、あおりいか、ほたるいか、ニュージーランドするめいか、まついか等）
たこ類		まだこ、みずだこ、いいたこ〔まだこ科〕
うに類		ばふんうに、えぞばふんうに、むらさきうに、きたむらさきうに、あかうに〔うに綱〕
海産ほ乳類		いるか類及びくじら類（捕鯨業により捕獲されたものを除く。）
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類（なまこ類（まなまこ、くろなまこ〔なまこ綱〕）、なんきょくおきあみ、しゃこ、さんご、餌むし等）
海 藻 類	こんぶ類	まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	その他の海藻類	前記のいずれにも分類されない海藻類（わかめ類（わかめ、ひろめ、あおわかめ〔わかめ属〕）、ひじき、てんぐさ類（まくさ、ひらくさ、おにくさ、ゆいきり＜とりのあし＞〔てんぐさ科〕）、ふのり類、あまのり類、とさかのり、おごのり、あらめ、かじめ等）

(3) 海面養殖業・養殖方法及び養殖魚種分類の定義

ア 養殖方法分類の定義

養殖方法	定義	内容例示
築堤式	入江、湾等の海面を堤防で区切って養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
網仕切式	入江、湾等の海面を網で仕切るか又は一定の海面を網で囲んで養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
小割式	海面にいけす網、いけす箱等を浮かべるか又は中層に懸垂して養殖を行うもの	魚類、たこ類等の養殖に用いられる。
いかだ式	いかだに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、あわび類、わかめ類等の養殖に用いられる。 なお、わかめ類養殖等でみられる3～4mの間隔で浮き竹をロープでつないだものも、いかだ式に含める。
垂下式	海底に丸太、竹等の杭を立て、これに木、竹等を渡し、種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい等の養殖に用いられる。
はえ縄式	樽、合成樹脂製浮子等を使用して、海面に縄を張り、これに種苗を付着させた貝がら、ロープ等を直接垂下するもの及び種苗を入れたかご又は網袋を垂下して養殖を行うもの	かき類、ほたてがい、真珠、わかめ類等の養殖に用いられる。
地まき式	海底に種苗をまいて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
網ひび式	網ひびに種苗を付着させて養殖を行うもので、支柱式と浮き流し式がある。	のり類養殖に用いられる。
支柱式	海底に支柱を立て、これに網ひびを所定の高さに張り養殖を行うもの	
浮き流し式	海面に浮かせた枠に網ひびを張り養殖を行うもの	地方により「ベタ流し」、「沖流し」とも呼ばれる。 なお、「浮上いかだ式」を含む。
そだひび式	そだ(=切り取った竹や木の枝)に種苗を付着させて養殖を行うもの	かき類養殖に用いられる。
コンクリート水槽式	陸上のコンクリート水槽に、動力で海水を揚水し、曝気(=ばっき)装置を設け、海水の流れを図り養殖を行うもの	魚類、くるまえび等の養殖に用いられる。
その他	前記以外の養殖方法で行うもの	

イ 養殖魚種分類の定義

養 殖 魚 種		定 義 等 (標 準 和 名)	
魚	ぎんざけ		ぎんざけ
	ぶ り 類	ぶり	ぶり
		かんぱち	かんぱち
		その他のぶり類	前記のいずれにも分類されないぶり類 (ひらまさ等)
	まあじ		まあじ
	しまあじ		しまあじ
	まだい		まだい
	ひらめ		ひらめ
	ふぐ類		とらふぐ、まふぐ〔とらふぐ属〕
	くろまぐろ		くろまぐろ
その他の魚類		前記のいずれにも分類されない魚類 (ちだい、くろだい、かわはぎ等)	
貝	ほたてがい		ほたてがい
	かき類		まがき、いたぼがき、すみのえがき〔いたぼがき科〕
	その他の貝類		前記のいずれにも分類されない貝類 (いたやがい、ひおうぎがい等)
くるまえび		くるまえび	
ほや類		まぼや、あかぼや	
その他の水産動物類		前記のいずれにも分類されない水産動物類 (がざみ類、うに類、いせえび、餌むし等)	
海	こんぶ類		まこんぶ、ながこんぶ、みついしこんぶ、りしりこんぶ〔こんぶ属〕
	わかめ類		わかめ、ひろめ
藻	のり類		あさくさのり〔あまのり属〕、ひとえぐさ〔あおさ属〕、すじあおのり〔あおのり属〕
	もずく類		もずく、おきなわもずく、ふともずく
	その他の海藻類		前記のいずれにも分類されない海藻類 (まつも等)
真珠		真珠 (海水産の真珠母貝により生産されるもの)	
種 苗	ぶり類種苗		ふ化の翌年の5月31日までのもののうちもじゃこを除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの
	ま 種 だ 苗 い	稚魚	天然種苗並びに人工的に採卵し、ふ化させ、及び飼育した人工種苗
		1・2年魚	ふ化の翌年の5月31日までのもののうち稚魚を除いたもの及びふ化の翌年の6月1日からその翌年の5月31日までのもの

イ 養殖魚種分類の定義（続き）

養 殖 魚 種		定 義 等（標 準 和 名）
種 苗 (続 き)	ひらめ種苗	ひらめ種苗
	真珠母貝	あこやがい、まべがい、くろちょうがい等
	ほたてがい種苗	ほたてがい種苗
	かき類種苗	かき類種苗
	くるまえび種苗	くるまえび種苗
	わかめ類種苗	わかめ類種苗
	の 種 り 苗 類	網ひび
	貝がら	のりの果胞子が貝がらに穿入（＝せんにゅう）し、糸状体となったもの

(4) 内水面漁業・養殖業分類及び3湖沼漁業分類の定義

ア 内水面漁業魚種分類

魚種分類		該当する魚種名等
魚類	さけ類	しろざけ（「ときしらず」、「あきざけ」と称する地方もある。）、ぎんざけ、ますのすけ等
	からふとます	からふとます（「せっぱります」と称する地方もある。）
	さくらます	さくらます（「ます」、「ほんます」、「まます」と称する地方もある。）
	その他のさけ・ます類	ひめます（べにざけの陸封性）、にじます、ブラウントラウト、やまめ（さくらますの陸封性、「やまべ」と称する地方もある。）、いwana、おしよろこま、かわます、ごぎ、えぞいwana、びわます（あまご）、いわめ、いとう等
	わかさぎ	わかさぎ
	あゆ	あゆ
	しらうお	しらうお
	こい	こい
	ふな	ふな（きんぶな、ぎんぶな、げんごろうぶな、かわちぶな等）
	うぐい・おいかわ	うぐい、まるた、おいかわ（「やまべ」、「はや」、「はえ」と称する地方もある。）
	うなぎ	うなぎ
	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ、うろはぜ、ちちぶはぜ、じゃこはぜ、あしじろはぜ、ごくらくはぜ、どんこ、かわあなご、いさぎ、しろうお、よしのぼり、びりんご、ちちぶ、うきごり等
	その他の魚類	上記以外の魚類（どじょう、ふくどじょう、あじめどじょう、しまどじょう、ぼら、めなだ、かじか、なまず、もろこ、にごい、ししゃも、らいぎよ、そうぎよ等）
貝類	しじみ	やまとしじみ、ましじみ、せたしじみ等
	その他の貝類	しじみ以外の貝類
その他の水生動物類	えび類	すじえび、てながえび、ぬかえび等（ざりがにを除く。）
	その他の水生動物類	上記以外の水生動物類（さざあみ、やつめうなぎ、かに、藻類等）

イ 内水面養殖業魚種分類

魚 種		該 当 す る 魚 種 名 等
魚	ます類	にじます
	にじます	にじます、ブラウントラウト、ドナルドソン
類	その他のます類	やまめ、あまご、いわな等
	あゆ	あゆ
	こい	こい
	うなぎ	うなぎ

ウ 3 湖沼漁業魚種分類

(ア) 琵琶湖

魚種分類		該当する魚種名等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	ます	びわます	
	こあゆ	こあゆ（ひうお（こあゆの稚魚）を含む。）	
	こい	こい	
	ふ	にごろぶな	にごろぶな
		その他	にごろぶな以外のふな
	うぐい・おいかわ		うぐい・おいかわ
	うなぎ		うなぎ
	はぜ類	いさぎ	いさぎ（はぜ類）
		その他	いさぎ以外のはぜ類
	もろこ類	ほんもろこ	もろこ（ほんもろこ）
		その他	もろこ（ほんもろこ）以外のもろこ類（すごもろこ、でめもろこ等を含む。）
	はず		はず
その他の魚類		前記以外のいずれにも分類されない魚類	
貝類	しじみ	せたしじみ	
	その他の貝類	前記以外のいずれにも分類されない貝類	
その他の水産動物類	えび類	すじえび、てながえび	
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類	

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

魚種分類		該当する魚種名等	
魚	わかさぎ	わかさぎ	
	しらうお	しらうお	
	こい	こい	
	ふな	ふな	
	うなぎ	うなぎ	
	はぜ類	まはぜ、ひめはぜ	
	ぼら類	ぼら、めなだ	
	その他の魚類	前記のいずれにも分類されない魚類 (たなご類、さより、どじょう類、すずき、ひがい、れんぎよ、そうぎよ、らいぎよ、ブラックバス等)	
	貝類	しじみ	やまとしじみ
		その他の貝類	前記のいずれにも分類されない貝類 (からすがい（たんがい）、いけちょうがい)
その他の水産動物類	えび類	すじえび、てながえび	
	その他の水産動物類	前記のいずれにも分類されない水産動物類	

エ 3 湖沼漁業種類分類

(ア) 琵琶湖

漁業種類分類	定 義
底びき網	小型動力船で底びき網又は貝けた網を使用して行う漁業（沖びき網、貝びき網等）
敷網	四方形の敷網又はさで網を使用して行う漁業（四つ手網、追いさで網（あゆをとることを目的として、さで網を使用し鵜竿（＝うざお）等で威嚇して魚を追い込む漁業））
刺網	刺網を使用して行う漁業（荒目小糸網、細目小糸網）
定置網	第2種共同漁業権により定められた一定の場所に漁網を定置して、あるいは竹す又は網でえりを設置して行う漁業（落とし網、えり）及び河川を横断して杭を打ち竹すでやなを敷設して川をせき止めて魚をとる漁業（やな）
採貝	手がき漁具を使用して貝をとる漁業
かご類	竹で編んだ円筒形の巣かごや網で編んだもんどり及びたつべ（竹で編んだかご）を使用する漁業
あゆ沖すくい	小型動力漁船で船首にすくい網を固定し、あゆをすくいをとることを目的とする漁業
投網	人力によって網を投げて魚をとる漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

(イ) 霞ヶ浦及び北浦

漁業種類分類	定 義
底びき網	底びき網を使用して行う漁業（わかさぎ・しらうおびき網、帆びき網、いさざごろびき網）
刺網	刺網を使用して行う漁業
定置網	漁具を定置して行う漁業
採貝	貝類をとることを目的とする漁業
その他の漁業	上記以外の漁業

オ 3 湖沼養殖業魚種分類

魚 種 分 類			該 当 す る 魚 種 名 等
食 用	さま けす ・類	にじます	にじます
		その他のさけ・ます類	にじます以外のさけ・ます類
		あゆ	あゆ
		こい	こい
		うなぎ	うなぎ
		その他	前記のいずれにも分類されない魚類
	真珠		
種 苗	卵	ます類	ます類の卵
	稚魚	ます類	ます類の稚魚
		あゆ	あゆの稚魚
		こい	こいの稚魚
		その他の種苗	前記のいずれにも分類されない種苗

(5) 漁業・養殖業水域別生産統計の世界水域区分図

図中の○付数字は、国際連合食糧農業機関（F A O）の水域区分番号である。

